

2 豊かな心を育む教育の推進

心の教育を重視する観点から、幼児教育施設、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校において、全ての学校教育活動を通して、豊かな心と将来への夢を育む教育を推進する。

道徳教育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 幼児教育における心の教育の充実</p> <p>2 小中学校等における道徳教育の充実と「特別の教科 道徳」の完全実施に向けた研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団生活を通して、人とかかわる力の基礎を養い、道徳性の芽生えを培うための指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児と保育者、幼児同士の温かい触れ合いによって育まれる安心感と自己肯定感を基盤とした、自己発揮と自己抑制の調和のとれた自立心の育成 ・ 友達と思いや考えなどを共有し、それらの実現に向けて、充実感を味わいながら工夫や協力してやり遂げられるような支援の工夫 ・ やってよいことや悪いことが分かり、友達と折り合いを付ける体験を通して、決まりを守ることの必要性が認識できる支援の工夫 ・ 身近な動植物を命あるものとして親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわり大切にする気持ちの育成 ○ 「考え、議論する道徳」への質的転換の追究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮した読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等、質の高い多様な指導方法の工夫 ・ 児童生徒の興味・関心を高め、道徳的価値を自覚できるような導入の工夫 ・ 本音で語り合い、自己の生き方についての考えや自覚を深められるような授業の工夫（自分の考えを基に、書いたり話し合ったりするなどの表現する機会や自らの成長を実感できる工夫） ・ 県の事業「道徳教育推進事業」H28年度～H30年度「道徳教育パワーアップ研究協議会」の実施、リーフレットの活用 ・ 校内研修の充実（教材の分析、発問構成、話し合いの深め方などの指導方法等） ・ 児童生徒にとって魅力的な教材の開発、県作成の道徳教育用郷土資料集や「ハートいっぱい推進事業」の資料、「道徳教育ヒント集」などの活用
<p>3 高等学校における道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 校長の明確な道徳教育の方針及びリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心とする組織的な指導体制の確立と校内研修の充実 ・ 道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画及び別葉の改善（「私たちの道徳」の活用の位置付け） ・ 「私たちの道徳」の活用など、多様で効果的な指導方法の工夫 ・ 発達の段階や特性を踏まえた指導内容の重点化の工夫 ・ 道徳の時間の特質を生かした計画的・発展的な指導の充実 ・ 道徳性の育成に資する体験活動の推進 ・ 児童生徒の発達や特性等を考慮した情報モラル、社会の持続可能な発展などの現代的な課題に関する指導の工夫 ○ 「道徳」の授業を要とした道徳教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2学年のホームルーム活動の時間における「道徳プラス」実施 ・ 校内推進委員会を中心とした体制整備の充実 ・ 校内研修の充実 ・ 生徒の実態を踏まえた指導内容や指導方法の創意工夫 ・ ゲストティーチャーの効果的な活用 ・ 道徳教育を支える学校環境の整備
<p>4 家庭や地域社会との連携の強化による道徳教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の教育活動全体を通じて行う人間としての在り方生き方に関する教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校としての指導の重点や方針を明確にした道徳教育全体計画の作成及び公表 ○ 家庭や地域社会と学校の三者が一体となった取組の積極的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳の時間の授業公開の推進 ・ 「私たちの道徳」の活用及び道徳だよりの配布等による情報発信 ・ 地域教材や地域人材を生かした学習活動の工夫 ・ 郷土を愛する心などを育む道徳教育の推進

特別活動の充実	
努力事項	具現化のための取組
<p>1 各活動・学校行事の内容の特質を踏まえ、その目標を実現するための指導内容の改善・充実</p> <p>2 児童生徒の発達の段階や課題に応じた、望ましい集団活動の活性化と教科等との関連の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ よりよい生活と人間関係を築く力，社会に参画する態度や自治的能力の育成及び道徳的実践の指導の充実を図る観点からの指導内容の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各活動を通して育てたい態度や能力を明確にした指導計画の工夫改善 ・よりよい生活を築くために集団としての意見をまとめるなどの話し合い活動や、学級・学校の生活を楽しく豊かに過ごすためのきまりを自分たちでつくって守る活動などの充実 ・話し合い活動や体験活動を充実する事前・事後の活動の位置付け ・発達や学年の段階に即した内容の工夫改善と指導の重点化 ○ 児童生徒のよさを見取る多面的，総合的な評価の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のよさを認める自己評価，相互評価の工夫 ・具体的な評価の観点の設定 <ul style="list-style-type: none"> ※「楽しく豊かな学級・学校生活をつくる特別活動 小学校編」，「学級・学校文化を創る特別活動 中学校編」(文部科学省・国立教育政策研究所)の活用 ○ 心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り，豊かな人間性，社会性を身に付けるための集団活動の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携を図りながら人間性や社会性を育てる自然体験活動や社会奉仕体験活動，文化的体験活動等の積極的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ※県の関連事業：中学生社会体験事業 ・児童生徒の視点に立ったガイダンスの機能の充実と，将来への希望をもち，自己を生かす能力の育成 ・各教科等との関連を図った全体計画と指導計画の工夫改善

福祉教育の充実	
努力事項	具現化のための視点・内容
<p>1 ねらいを明確にした指導計画の作成と，教科等の指導計画への位置付け</p> <p>2 ボランティア活動等の意義の理解と体験的な活動を重視した指導の充実</p> <p>3 家庭や地域社会，関係機関との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導目標を明確にした指導計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒及び地域の実態を踏まえた，学校としての指導目標の明確化 ・各教科，道徳，総合的な学習の時間及び特別活動等における福祉教育の推進 ・少子高齢社会に対応した，計画的，継続的な活動の推進 ○ 児童生徒が自らも社会の一員であることを自覚し，よりよい社会づくりに参画する意欲を高める指導内容・方法の工夫改善 <ul style="list-style-type: none"> ・思いやりや助け合いの心の育成と，社会の一員としての自覚を高めるための職場・就業体験活動やボランティア活動等，社会奉仕体験活動の充実 ・児童生徒が自ら意欲的に取り組み，問題を解決する喜びや満足感，充実感が得られる指導の工夫 ・教師と児童生徒，児童生徒相互の触れ合いを心掛け，共に喜び，共に感動できる体験的な活動の充実 ○ 心の触れ合いの場の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・地域のボランティア活動や行事等への積極的な参加の推進 ・特別支援学校との交流及び共同学習の推進 ・地域の高齢者との触れ合いや交流活動の推進 ・社会福祉協議会等関係機関との連携を図った活動の工夫 ・広報活動や授業公開における啓発活動の工夫

人権教育の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 幼児児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた人権教育の推進体制の確立と充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権感覚を身に付け、人権意識を育む人権教育の推進体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全校体制での組織的・継続的な推進 ・ 幼児児童生徒及び地域の実態や課題の把握と発達段階に応じた人権教育の目標の設定 ・ 幼児児童生徒や地域の実態等を踏まえた、全体計画・推進計画・年間指導計画の改善 ・ 各計画に沿った取組の点検・評価の実施と計画の改善（見直し）
<p>2 人権尊重の精神の涵養と、自他のよさを認め合える人間関係を形成する指導方法等の改善・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育活動全体を通して、互いの人権を尊重し合い明るい社会を築いていこうとする幼児児童生徒の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人権感覚を身に付け、人権意識を育み、一人一人を大切にされた学級経営の充実 ・ 幼児児童生徒の発達段階等を踏まえた指導方法等の工夫 ・ 人権コーナーの設置を含めた、校内の掲示物や教室環境、言語環境等における、人権に配慮した環境づくり及び点検 ・ 様々な人権課題を正しく理解する教育活動の充実 ・ 自分の大切さとともに、他の人も大切にしようとする思いが、具体的な態度や行動に現れるような実践的な態度の育成 ・ 協力的、参加的、体験的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫改善
<p>3 人権教育の推進を図るための研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教職員自らの人権に関する認識をさらに深め、指導力の向上を図るための研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員自らが人権尊重の理念を深く認識し、人権感覚を身に付けるための、計画的、継続的な研修の充実 ・ 人権教育の指導方法等の改善・充実 ・ 一人一人の「学び」と「心の居場所」を保障する授業づくり、人間関係づくりの工夫 ・ 人権に配慮した環境づくりのための研修の充実、言語環境への配慮についての研修の充実（教職員の発する言葉等） ・ 様々な人権課題に関する認識の深化を図る研修の充実 ・ 関係資料の整備と効果的な活用（ミニ研修等での活用の推進） <ul style="list-style-type: none"> ※ 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]（平成20年3月・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議・文部科学省）の活用 ※ 人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について（平成25年10月・人権教育の指導方法等に関する調査研究会議・文部科学省）の活用 ※ 人権教育に関する特色ある実践事例（平成23～27年度・文部科学省HP）の活用 ※ 人権教育指導資料第26～38集（茨城県教育委員会）の活用
<p>4 学校と家庭・地域社会との連携と啓発活動の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭・地域社会に対する人権課題の正しい理解と啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校だより、PTA通信等の広報紙、ホームページ等の活用 ・ 家庭教育学級、授業公開等における取組の工夫 ・ 学校と社会教育機関及び人権擁護機関との連携

生徒指導の充実

努力事項	具現化のための取組
<p>1 生徒指導の方針・基準を明確化・具体化した指導體制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童生徒の実態を把握し、学校の課題を明確にした生徒指導體制づくり <ul style="list-style-type: none"> ・確かな児童生徒理解に基づく信頼関係の醸成 ・校長のリーダーシップのもと迅速で適切な初期対応と組織力の強化 ○ いじめ防止等のための取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの正確な認知と解消に向けた組織的対応 ・学校いじめ防止基本方針の実効性を高めるための定期的な見直し ○ 生徒指導上の課題に対応した研修の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの認知及び対応力の向上を図るための研修の実施 ・ネット上のトラブルから子供たちを守る対策の充実 (例：県メディア教育指導員等による講習会の実施) ○ 不登校の未然防止と解消に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・個性を尊重し、児童生徒の絆づくりを重視した魅力ある学校づくりの推進 ・不登校児童生徒に対する個々に応じた支援策の策定 ・学校間での必要に応じた情報共有及び支援シート等の引継ぎなど、解消に向けた実効的な支援の充実
<p>2 日常生活上の諸問題を児童生徒が自ら解決する取組の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 好ましい人間関係を構築するための取組の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等問題行動の未然防止のため、「授業スタイルブック」の活用による、児童生徒が互いに認め合い、励まし合う授業づくり・集団づくりの推進 ○ いじめ等問題行動に向かわないための児童生徒の自主的な活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・児童会、生徒会活動を中心とした児童生徒主体の活動の活性化 (例：いじめの未然防止、携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機等の安全な使用についての学級での話し合い、全校児童生徒によるフォーラム等)
<p>3 子供の自律と社会の一員としての自覚を促す指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己実現を促す指導・支援の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・日常の様々な学校生活の場面における自己決定や互いに認め合う機会の設定 ・自己存在感や自己有用感を高め、共感的理解を深める工夫 ・児童生徒が明確な目標を掲げ、その達成に向けて根気強く努力し、自らを振り返る活動の工夫 ○ 生命尊重の教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育や特別活動など、学校教育活動全体を通して、「お互いの人格の尊重」や「命の大切さ」についての指導を实践 ○ 基本的生活習慣の定着と規範意識の高揚、公共の場におけるマナーの向上 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携による規範意識の醸成と基本的生活習慣の定着 (例：携帯電話・スマートフォン・携帯ゲーム機等の安全な使用についての話し合いやルールづくりの推進及び見直し) ・児童生徒が自分自身の行動について見つめ、考えることのできる指導の工夫と自己指導能力の育成 ・あいさつ運動やマナーアップ週間など、児童生徒の規範意識高揚やマナー向上を図る取組の実施
<p>4 子供の声、保護者の声、地域の声を真剣に受け止め、連携・協力して問題を解決する態勢づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育相談体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の悩みや不安に応じる教育相談体制の確立 ・定期的な教育相談の実施 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家の積極的・効果的な活用 ・ピア・サポート等の児童生徒が互いに認め合い、支え合う主体的活動の支援 ○ いじめを早期に発見し、早期に解消するための取組の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・小さな変化やサインを見逃さず、学校全体で適切に対応 ・日常的な実態把握と定期的な情報収集の組み合わせによる多角的な把握 (例：「いじめ発見チェックリスト」の活用や「学期1回以上の定期的なアンケート」の実施などによる点検と評価) ・いじめに関する相談や情報提供ができる窓口の周知 (例：児童生徒や保護者等への「いじめ・体罰解消サポートセンター」等の積極的な周知) ○ 学校と家庭、地域社会、関係機関との情報連携の推進と行動連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針等の保護者や地域への周知及び共通認識に基づくいじめ等の問題行動への連携した取組の推進 ・各関係機関との日常的な連携による関係構築 ・「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」の運用による警察署との連絡・相談 ・青少年相談員等の地域関係団体と連携した具体的な非行防止策の構築 ・児童虐待等に早期に対応するための児童相談所等との連携強化 ・保・幼・小・中・高・特別支援学校等の校種間連携の充実 ・「茨城県いじめ問題対策連絡協議会」の構成団体との連携によるいじめの未然防止等の取組